

令和7年2月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、神戸地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和7年1月24日付け（同月27日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えます。

### 記

#### 1 開示申出の内容

高等裁判所長官の視察の対応方法について書いてあるマニュアルその他の文書（最新版）

#### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、令和7年1月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 裁判所において、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）。

(2) 本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）としては、

高等裁判所長官の視察における日程表や座談会の配席図等が該当すると考えられるが、いずれの文書も視察の日が経過すれば保有する必要のない性質の文書であることから、原判断庁においては、これらを内容が軽微かつ簡易であって保存期間を1年以上とする必要のない短期保有文書として取り扱い、視察の日が経過した時点で事務処理上必要な期間が満了したものとして廃棄している。

本件開示申出時点における原判断庁管内での直近の高等裁判所長官の視察は令和6年2月20日に実施されたところ、視察の日から6か月以上が経過した後である開示申出時点において既に廃棄済みであった。

なお、原判断庁においては、上記令和6年2月20日実施の視察に関する文書に限らず、本件開示申出文書を探索したが、該当する文書は存在しなかった。

- (3) これに対し、苦情申出人は、一般的な対応方法について書いてあるマニュアルその他の文書が存在しないか不明であると主張するが、そのようなマニュアルを事務処理上作成する必要はなく、本件開示申出文書に該当し得る文書は、上記(2)に記載したもの以外にない。
- (4) よって、原判断は相当である。